

和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会ワーキンググループ規約

(名称等)

第1条 本会は、和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキング」という。)と称し、和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会が設置する。

(目的)

第2条 ワーキングは、次の各号に定めるものについて指導、助言を行うものとする。

- (1) 公益財団法人大阪みどりのトラスト協会が作成する毎年度の和泉葛城山ブナ林保護増殖事業に係る事業計画、事業報告、予算、決算
- (2) 和泉葛城山ブナ林保護増殖事業に関する長期計画

(組織)

第3条 ワーキングの委員は、別表のとおりとし、和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会が委嘱する。

- 2 委員のほかに、オブザーバーを委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 ワーキングには、議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 議長は、ワーキングの会議を進行し、総括する。
- 5 議長に事故等があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職を代理する。
- 6 議長は、ワーキングを招集し、開催する。
- 7 ワーキングは、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

(報酬等)

第4条 ワーキングの委員及びオブザーバーの報酬は、無償とする。

- 2 ワーキングの委員が他府県よりワーキングに出席した場合は、旅費を支給する。その費用は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会が負担する。
- 3 旅費は、居住地からワーキングの開催地までの往復交通費で計算する。

(事務局)

第5条 ワーキングの事務局は、第2条第1号に規定する事項に関しては、和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会の事務局でない市の教育委員会に、第2条第2号に規定する事項に関しては、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会に置くものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、ワーキングにおいて定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 14 日改正）

この規約は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。